

飛騨市応援認定チャンネル 募集要項



飛騨市の魅力や取組を紹介する YouTube 動画やブログ等を市が認定し、市民や飛騨市ファンに広く紹介する制度をスタートします。

■ 募集内容

応募者本人が制作した動画やブログ等で、飛騨市の魅力や取り組みを発信・紹介する内容であること。

■ 認定について

- 飛騨市が認定した動画やブログについては、認定ロゴを発行し、応募者の動画のサムネや発信媒体に掲載活用することができます。(認定された動画・ブログのみの取り扱いです)
- 飛騨市が認定した動画やブログは、市が所有する情報発信媒体（ホームページや広報、SNS等）で広く紹介させていただきます。紹介する情報媒体は市の裁量で決定させていただきます。従って、応募に際しては上記の利用範囲内において、著作物である動画やブログの利用を飛騨市に許諾されることを前提とします。

なお、飛騨市が翻案翻訳等（著作権法第27条）や二次的著作物として利用（同法第28条）を希望する際は、当該許諾について個別にご相談させていただきます。

■ 応募方法

○ 審査基準・審査方法をよくご確認の上、ご応募ください。

- 下記の応募フォームからご応募いただくか『飛騨市応援認定チャンネル応募用紙』『飛騨市応援認定チャンネルチェックシート』をダウンロードし、必要事項を記入の上、飛騨市総合政策課までご応募ください。

【応募フォーム】

<https://logoform.jp/form/zBph/163028>



■その他

- 認定は飛騨市にご一任いただきます。
- 認定審査にあたって、電話、メール等により内容確認を行う場合がございます。
- 応募があった場合でも、認定しない場合があります。
- 認定の発表は、応募者への通知をもって発表に代えさせていただきます。

■認定された動画・ブログには下記ロゴを掲載していただけます



飛騨市応援認定チャンネル 審査基準・審査方法

1. 審査基準

「飛騨市って素敵」「飛騨市に行きたい」「飛騨市で暮らしたい」と感じられるような飛騨市の魅力発信、認知度向上に資する動画やブログを市が審査して認定する。

次の内容に該当する、または該当する恐れがあると市が判断した作品は認定できません。

- ア 法律等に違反するはまた違反するおそれのあるもの
- イ 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
- エ 明らかに商品販売など営利を主目的にしたもの、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘に意図するもの
- オ 公序良俗に反するもの
- カ 他人の著作物や作品も模倣したもの
- キ その他、当制度の目的や趣旨に合わないものや視聴者に共感を得られない等飛騨市が不適切と判断したもの

2. 注意事項

- 1の審査基準を満たす動画・ブログのみ認定します。
- 人物が特定できる場合は、被写体の承諾を受けたもの。
- ※被写体が中学生以下の場合、保護者の承諾を受けたもの。
- ※イベント等で多数の被写体が撮影されている場合は、個人特定の低い風景写真とみなし、この限りではありません。
- 応募する動画に使用する映像や写真に関する著作権、肖像権等の権利問題が発生した場合、その責任および解決、負担はすべて応募者が対処するものとします。
- 応募にかかる制作費用等は応募者の負担といたします。
- 応募者が高校生以下の場合、保護者様の同意が必要になります。

3. 審査体制

企画部長、総合政策課長が動画等を視聴し、認定の可否を判断します。